

## 第7回 大阪市公文書管理委員会 議事次第

平成27年1月29日(木) 午前10時～

大阪市公文書館 1階 講座室

- 1 開会
- 2 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)
- 3 その他
- 4 閉会

第7回大阪市公文書管理委員会 出席者名簿

< 委 員 >

上田 健介	近畿大学大学院法務研究科教授
小林 邦子	弁護士
澤井 実	大阪大学大学院経済学研究科教授
澤村 美賀	消費生活相談員
塩見 昇	大阪教育大学名誉教授
土谷 喜輝	弁護士
安竹 貴彦	大阪市立大学大学院法学研究科教授

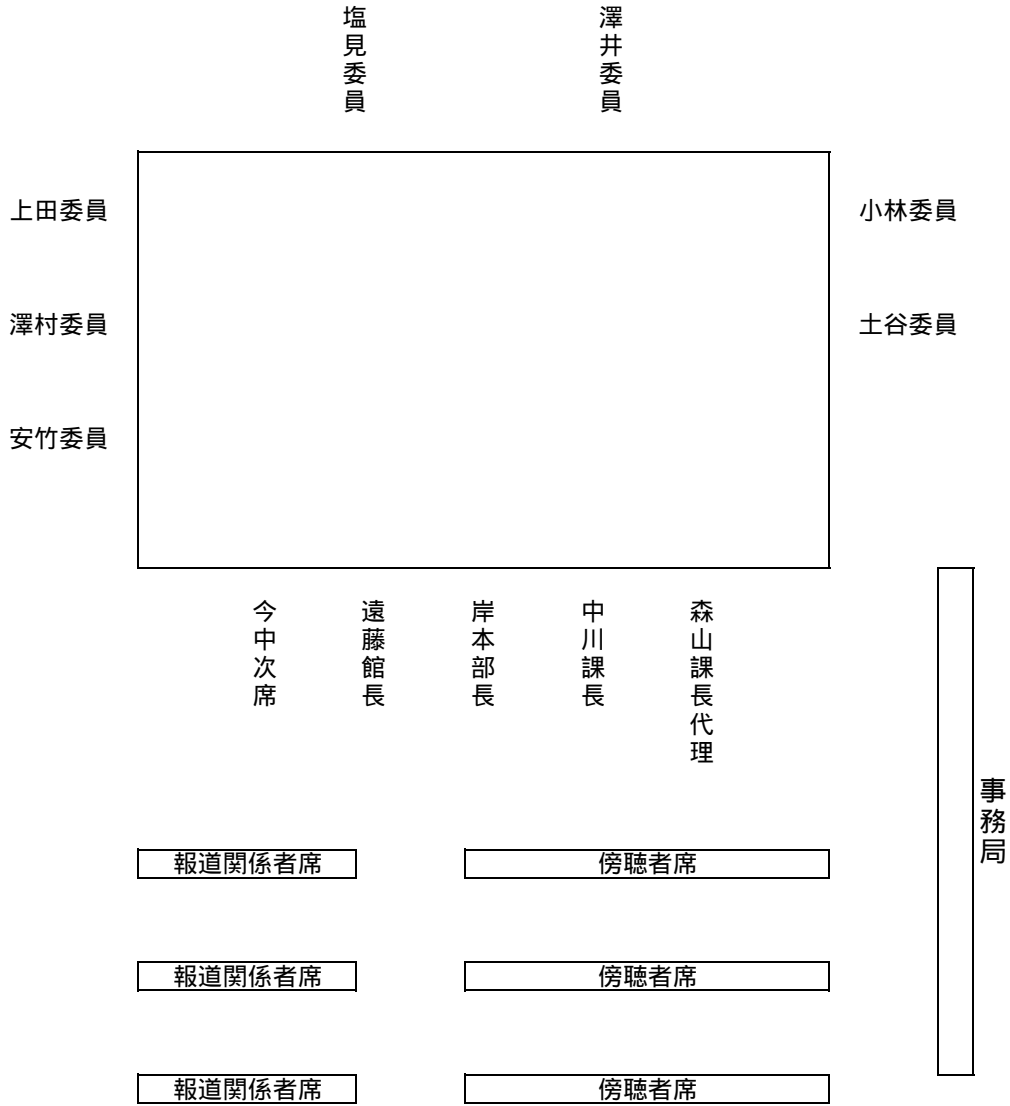
(敬称略：50音順)

< 事務局 >

岸本 孝之	総務局行政部長
中川 航	総務局行政部文書担当課長
森山 文子	総務局行政部行政課長代理
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席

第7回 大阪市公文書管理委員会 座席表

平成27年1月29日(木)10時～  
大阪市公文書館 1階 講座室





平成 27 年 1 月 29 日

大阪市公文書管理委員会  
委員長 塩見 昇 様

大阪市長 橋下 徹

公印

大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による  
特定歴史公文書等の廃棄について（諮問）

大阪市公文書管理条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなつたと認める文書の廃棄」（別紙）について、貴委員会の意見を求めます。

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
1	60101	永年	M44	M44	5253	5134	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第6冊ホ～ワ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
2	60101	永年	M42	M42	5251	5132	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第1冊ア～カ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
3	60101	永年	M42	M42	5252	5133	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第2冊カ～コ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
4	60103	永年	S10	S10	5517	5397	法律新聞	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (S10.12.30発行分～S1112.28発行分販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
5	4010002	永年	T6	T6	7086	6984	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第1巻ア～カ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
6	4010002	永年	T6	T6	7087	6985	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第2巻キ～サ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
7	4010002	永年	T6	T6	7088	6986	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第3巻シ～テ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
8	4010002	永年	T6	T6	7089	6987	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第4巻ト～ワ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
9	4010002	永年	T6	T6	7090	6988	工業大辞書索引	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第1巻～第4巻目次（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
10	4010002	永年	T14	T14	7092	6990	近代経済学論集	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。（日本合同通信社発行 販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	アダムスミスやマルクスなどの経済学説・経済思想を特集する有償頒布物である。大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
11	9040400	永年	T15	T15	7093	6991	明治神宮外苑奉献概要報告	当該書籍は、明治神宮奉賛会が編集したものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。（非売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	明治神宮外苑の平面図や各施設の写真、創立沿革・工事などについて、「明治神宮奉賛会」がまとめたもの。大阪府が作成したものではなく、また大阪府に深く関わる記述もない。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
12	0	永年	S6	S6	7100	6997	木南正宣君小傳及遺稿	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。（元助役の小伝・遺稿集 = 非売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	大正9年に大阪市の助役を務めた木南正宣を偲ぶために作成されたもの。木南の略歴や関一・加々美武夫・瀧山(瀧山)良一などをはじめとする知人からの寄稿などで構成される伝記(「小伝」)、木南の遺稿集である。大阪府政に深いかわりのある人物の記念誌であること、編纂については「大阪府内」故木南正宣遺稿編さん所となっていることから、市発行と類似する資料と言える。市政を振り返る上で重要な資料と考えられることから刊行物等として保存するべきである。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
13	0	永年	S7	S7	7102	6999	皇宮	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (大日本皇道奉賛会発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄		ウ(ウ) 参考文献		
14	0	永年	S7	S7	7103	7000	新満州建国と満州上海大事変史	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 (夕刊大阪新聞社発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄		ウ(ウ) 参考文献		
15	0	永年	S8	S8	7101	6998	輝く皇国の現勢	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (大正日日新聞社発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄		ウ(ウ) 参考文献		
16	0	永年	S8	S8	7104	7001	故岡島伊八翁記念誌	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)		ア 行政刊行物等		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
17	102	永年	S10	S10	7106	7003	区の制度及関係法規集	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。(自治刊行社発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	市制・市制町村制施行令・規則について区との関係、関係法規などを交えながら解説したものの、大阪府職員が執筆・民間会社が発行し広く公にされている有償刊行物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
18	50200	永年	T15	T15	7096	6993	市町村制要論	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。(東京大明堂発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	星野武雄著、地方自治制度の研究書。大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされている有償旗布物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
19	2030100	永年	T15	T15	7095	6992	選挙法の理論と運用	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。(東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	内務官僚であった坂千秋著、選挙事務や関係法令について紹介したもの。大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされている有償刊行物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
20	3010004	永年	S6	S6	7099	6996	大阪毎日新聞慈善団	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪毎日新聞慈善団発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	巡回病院、罹災者救護、薄幸者救恤など大阪毎日新聞慈善団の事業・活動の経歴をまとめたものである。大阪市の刊行物ではないが、大正年間から発行年度までにおける大阪市の社会事業の状況を間接的に読み取ることができる資料である。刊行物の中には大阪市が発行していない書籍も存在していることから当該資料も刊行物等とすることが妥当であると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等		
21	9020202	永年	S9	S9	7105	7002	日吉六十年誌	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪日吉教化委員会発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	明治7年6月創立の日吉小学校の沿革誌である。「日吉60年誌」は「教育委員会事務局日吉教化委員会」の発行として、行政刊行物登録されている。保存用の1冊のみであるため、行政刊行物等として収蔵するのが妥当と思われる。	内容	ア 行政刊行物等		
22	9040401	永年	S2	S2	7097	6994	大阪府史蹟名勝天然記念物第1冊	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪府学務部発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	発行は大阪市ではないが、市をふくめ大阪府全体の史蹟名勝天然記念物について記載がある。刊行物には市発行以外のものも存在することから当該資料も同様に刊行物等として保管すべきであると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等		
23	9040401	永年	S4	S4	7098	6995	大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告第1輯	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪府発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	発行は大阪市ではないが、市をふくめ大阪府全体の史蹟名勝天然記念物について記載がある。刊行物には市発行以外のものも存在することから当該資料も同様に刊行物等として保管すべきであると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等		
24	20302	永年	S17	S17	7112	7009	地方行政全書	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄附すべきものと考えられる。(東京良書普及会発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	加藤陽三著、地方自治と地方議会の沿革・組織・選挙・職務権限などについて特集する有償頒布物である。大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
25	2030100	永年	S12	S12	7109	7006	今日に處するの道	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (東京目黒書店発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	倫理学者・深作安文著、思想や公民教育、修養などを特集した有償刊行物。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
26	2030101	永年	S17	S17	7110	7007	地方行政全書選挙編	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (上巻 東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	鈴木俊一著、選挙の法律や沿革、選挙区域、選挙権、選挙事務について特集する有償頒布物である。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
27	2030101	永年	S17	S17	7111	7008	地方行政全書選挙編	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (下巻 東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	吉岡恵一著、選挙に関する訴訟や選挙運動、罰則などについて特集する有償頒布物である。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
28	1010001	永年	S42	S42	29223	28991	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
29	1010001	永年	S42	S42	29224	28992	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
30	1010001	永年	S41	S41	29221	28989	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
31	1010001	永年	S41	S41	29222	28990	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
32	1010001	永年	S40	S40	29219	28987	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
33	1010001	永年	S40	S40	29220	28988	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
34	1010001	永年	S39	S39	29217	28985	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
35	1010001	永年	S39	S39	29218	28986	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
36	1010001	永年	S38	S38	29215	28983	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
37	1010001	永年	S38	S38	29216	28984	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
38	1010001	永年	S37	S37	29214	28982	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
39	1010001	永年	S36	S36	29213	28981	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
40	1010001	永年	S35	S35	29212	28980	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
41	1010001	永年	S34	S34	29210	28978	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
42	1010001	永年	S33	S33	29211	28979	刊行物	「地方税」地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
43	1010001	永年	S31	S32	29209	28977	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
44	1010001	永年	S30	S30	29208	28976	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
45	1010001	永年	S28	S28	29207	28975	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
46	1010001	永年	S27	S27	29206	28974	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
47	1010001	永年	S50	S50	34057	33754	刊行物	「地方税」昭49 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
48	1010001	永年	S50	S50	34058	33755	刊行物	「地方税」昭49 地方財務協会 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
49	1010001	永年	S49	S49	34055	33752	刊行物	「地方税」昭48 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
50	1010001	永年	S49	S49	34056	33753	刊行物	「地方税」昭48 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
51	1010001	永年	S48	S48	34053	33750	刊行物	「地方税」昭47 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
52	1010001	永年	S48	S48	34054	33751	刊行物	「地方税」昭47 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
53	1010001	永年	S47	S47	34051	33748	刊行物	「地方税」昭46 地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
54	1010001	永年	S47	S47	34052	33749	刊行物	「地方税」昭46 地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
55	1010001	永年	S46	S46	34049	33746	刊行物	「地方税」昭45 地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
56	1010001	永年	S46	S46	34050	33747	刊行物	「地方税」昭45 地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
57	1010001	永年	S45	S45	34047	33744	刊行物	「地方税」昭44 地方財務協会（現：一財法）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
58	1010001	永年	S45	S45	34048	33745	刊行物	「地方税」昭44 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
59	1010001	永年	S44	S44	34045	33742	刊行物	「地方税」昭43 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
60	1010001	永年	S44	S44	34046	33743	刊行物	「地方税」昭43 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
61	1010001	永年	S46	S46	29245	29013	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:懶ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
62	1010001	永年	S46	S46	29246	29014	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:懶ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
63	1010001	永年	S46	S46	29247	29015	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
64	1010001	永年	S45	S45	29243	29011	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
65	1010001	永年	S45	S45	29244	29012	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
66	1010001	永年	S44	S44	29241	29009	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
67	1010001	永年	S44	S44	29242	29010	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
68	1010001	永年	S43	S43	29239	29007	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
69	1010001	永年	S43	S43	29240	29008	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
70	1010001	永年	S42	S42	29237	29005	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
71	1010001	永年	S42	S42	29238	29006	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
72	1010001	永年	S41	S41	29235	29003	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
73	1010001	永年	S41	S41	29236	29004	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
74	1010001	永年	S40	S40	29233	29001	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
75	1010001	永年	S40	S40	29234	29002	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
76	1010001	永年	S39	S39	29231	28999	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
77	1010001	永年	S39	S39	29232	29000	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
78	1010001	永年	S38	S38	29229	28997	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
79	1010001	永年	S38	S38	29230	28998	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
80	1010001	永年	S37	S37	29227	28995	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
81	1010001	永年	S37	S37	29228	28996	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
82	1010001	永年	S36	S36	29225	28993	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
83	1010001	永年	S36	S36	29226	28994	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
84	1010001	永年	S50	S50	34065	33762	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
85	1010001	永年	S50	S50	34066	33763	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
86	1010001	永年	S50	S50	34067	33764	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
87	1010001	永年	S49	S49	34062	33759	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
88	1010001	永年	S49	S49	34063	33760	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
89	1010001	永年	S49	S49	34064	33761	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
90	1010001	永年	S48	S48	34059	33756	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
91	1010001	永年	S48	S48	34060	33757	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
92	1010001	永年	S48	S48	34061	33758	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
93	1010001	永年	S46	S46	29254	29022	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪市が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
94	1010001	永年	S45	S45	29253	29021	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪市が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
95	1010001	永年	S44	S44	29252	29020	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪市が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
96	1010001	永年	S43	S43	29251	29019	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪市が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
97	1010001	永年	S42	S42	29250	29018	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪市が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
98	1010001	永年	S41	S41	29249	29017	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
99	1010001	永年	S40	S40	29248	29016	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
100	1010001	永年	S52	S52	34072	33769	刊行物	「自治大阪」昭51大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
101	1010001	永年	S51	S51	34071	33768	刊行物	「自治大阪」昭50大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
102	1010001	永年	S50	S50	34070	33767	刊行物	「自治大阪」昭49大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
103	1010001	永年	S49	S49	34069	33766	刊行物	「自治大阪」昭48大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
104	1010001	永年	S48	S48	34068	33765	刊行物	「自治大阪」昭47大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
105	1010001	永年	S53	S53	118366	46773	刊行物	「自治大阪」昭52大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
106	1010001	永年	S54	S54	123153	46774	刊行物	「自治大阪」昭53大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
107	1010001	永年	S46	S46	29273	29041	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現：一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
108	1010001	永年	S46	S46	29274	29042	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
109	1010001	永年	S45	S45	29271	29039	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
110	1010001	永年	S45	S45	29272	29040	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
111	1010001	永年	S44	S44	29269	29037	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
112	1010001	永年	S44	S44	29270	29038	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
113	1010001	永年	S43	S43	29267	29035	刊行物	「地方財政」 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方 財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布 物である。大阪市の事業に影響を与えたかなど は当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参 考にしていたものと推察される。よって特定歴 史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市 の発行ではないため行政刊行物としての登録の 必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
114	1010001	永年	S43	S43	29268	29036	刊行物	「地方財政」 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方 財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布 物である。大阪市の事業に影響を与えたかなど は当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参 考にしていたものと推察される。よって特定歴 史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市 の発行ではないため行政刊行物としての登録の 必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
115	1010001	永年	S42	S42	29265	29033	刊行物	「地方財政」 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方 財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布 物である。大阪市の事業に影響を与えたかなど は当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参 考にしていたものと推察される。よって特定歴 史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市 の発行ではないため行政刊行物としての登録の 必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
116	1010001	永年	S42	S42	29266	29034	刊行物	「地方財政」 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方 財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布 物である。大阪市の事業に影響を与えたかなど は当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参 考にしていたものと推察される。よって特定歴 史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市 の発行ではないため行政刊行物としての登録の 必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
117	1010001	永年	S41	S41	29263	29031	刊行物	「地方財政」 地方財務協会（現： 一財法）が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方 財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布 物である。大阪市の事業に影響を与えたかなど は当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参 考にしていたものと推察される。よって特定歴 史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市 の発行ではないため行政刊行物としての登録の 必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
118	1010001	永年	S41	S41	29264	29032	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
119	1010001	永年	S40	S40	29261	29029	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
120	1010001	永年	S40	S40	29262	29030	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
121	1010001	永年	S39	S39	29259	29027	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
122	1010001	永年	S39	S39	29260	29028	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
123	1010001	永年	S38	S38	29257	29025	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
124	1010001	永年	S38	S38	29258	29026	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
125	1010001	永年	S37	S37	29255	29023	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
126	1010001	永年	S37	S37	29256	29024	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
127	1010001	永年	S50	S50	34032	33729	刊行物	「財政金融統計月報」予算昭45-49。大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかると運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
128	1010001	永年	S50	S50	34044	33741	刊行物	「個人所得指標」昭47～49(株)JPSが発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税務研究会(市町村税務研究会)編集、日本マーケティング教育センター企画・発行の有償頒布物「所得格差年報」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
129	1010001	永年	S49	S49	34034	33731	刊行物	「財政金融統計月報」法人企業統計昭44～48 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
130	1010001	永年	S49	S49	34043	33740	刊行物	「改正税法のすべて」昭45～48 大蔵財務協会(一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
131	1010001	永年	S47	S47	34031	33728	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭45～46 予算昭29・32・34 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
132	1010001	永年	S47	S47	34035	33732	刊行物	「財政金融統計月報」金融経済特集昭41～46 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄											アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
133	1010001	永年	S45	S45	34030	33727	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭42～44 予算昭41 44 専売昭44 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
134	1010001	永年	S45	S45	34042	33739	刊行物	「改正税法のすべて」昭41～44 大蔵財務協会(一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
135	1010001	永年	S44	S44	34033	33730	刊行物	「財政金融統計月報」法人企業統計昭40～43 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
136	1010001	永年	S41	S41	34041	33738	刊行物	「改正税法のすべて」昭37～40 大蔵財務協会(一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		
137	1010001	永年	S40	S40	34039	33736	刊行物	「改正税法総覧」昭37-39 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
138	1010001	永年	S40	S40	34040	33737	刊行物	「改正税法施行規則」昭37～39 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則・細則」を編纂する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
139	1010001	永年	S37	S37	34038	33735	刊行物	「改正税法総覧」昭34～36 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
140	1010001	永年	S36	S36	34036	33733	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭35 租税統計昭29 地方財政昭31.34 大蔵省(現：財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
141	1010001	永年	S34	S34	34037	33734	刊行物	「改正税法総覧」昭30～33 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
142	1010001	永年	S29	S29	34073	33770	刊行物	「改正税法総覧」(昭24～28) 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
143	1010001	永年	S50	S50	36992	36647	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和49年度-単位費用篇 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			
144	1010001	永年	S49	S49	36984	36639	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和48年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			
145	1010001	永年	S48	S48	36983	36638	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和47年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			
146	1010001	永年	S47	S47	36982	36637	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和46年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
147	1010001	永年	S46	S46	36971	36626	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和44・45年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
148	1010001	永年	S46	S46	36974	36629	刊行物	「改正税法総覧」昭和44・45年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
149	1010001	永年	S45	S45	36981	36636	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和44年度自治省財政局(現総務省自治財政局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
150	1010001	永年	S45	S45	36991	36646	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和44年度-単位費用篇 地方財務協会(現:一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
151	1010001	永年	S44	S44	36970	36625	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和42・43年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄											アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
152	1010001	永年	S44	S44	36973	36628	刊行物	「改正税法総覧」昭和42・43年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
153	1010001	永年	S44	S44	36980	36635	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和43年度自治省財政局(現財務省自治財政局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
154	1010001	永年	S44	S44	36990	36645	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和43年度・単位費用篇地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
155	1010001	永年	S42	S42	36969	36624	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和40・41年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編纂する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
156	1010001	永年	S42	S42	36972	36627	刊行物	「改正税法総覧」昭和40・41年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見		
157	1010001	永年	S42	S42	36979	36634	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和41年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献				
158	1010001	永年	S41	S41	36978	36633	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和40年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献				
159	1010001	永年	S40	S40	36977	36632	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和39年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献				
160	1010001	永年	S40	S40	36989	36644	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和39年度 地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所領布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献				
161	1010001	永年	S39	S39	36988	36643	刊行物	「地方交付税制度解説」昭38年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所領布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献				

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
162	1010001	永年	S38	S38	36987	36642	刊行物	「地方交付税制度解説」昭37年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会(現:一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所領布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
163	1010001	永年	S37	S37	36975	36630	刊行物	「改正税法施行規則・細則」昭和35・36年度 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償領布物「改正税法施行規則・細則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
164	1010001	永年	S37	S37	36976	36631	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和36年度 自治省財政局(現総務省自治財政局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
165	1010001	永年	S37	S37	36986	36641	刊行物	「地方交付税制度解説」昭36年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会(現:一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した刊行物である。大阪市の事業や市民生活に直結するものではなく、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
166	1010001	永年	S33	S33	36985	36640	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和32年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
167	1010001	永年	S29	S29	36993	36648	刊行物	「地方財政平衡交付金算定基礎詳解」昭和28年度自治庁財務部財務課（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
168	1010001	永年	S28	S28	36994	36649	刊行物	「地方財政平衡交付金法解説」上巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
169	1010001	永年	S27	S27	36997	36652	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」第2巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	地方財務協会編集発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
170	1010001	永年	S27	S27	36998	36653	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」第3巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
171	1010001	永年	S26	S26	36995	36650	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」中巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
172	1010001	永年	S26	S26	36996	36651	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」下巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
173	1010001	永年	S53	S53	118363	46766	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭49～52 関税49～51 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
174	1010001	永年	S53	S53	118364	46768	刊行物	「財政金融統計月報」・法人企業統計昭49～51・予算(昭50～52 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
175	1010001	永年	S53	S53	118365	46771	刊行物	「個人所得指標」(昭50～52) 株JPSが発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	市町村税務研究会館修・日本マーケティング教育センター編集発行の有償頒布物「所得格差年報」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
176	1010001	永年	S53	S53	118386	48548	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和52年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
177	1010001	永年	S54	S54	123152	46770	刊行物	「財政金融統計月報」金融経済特集（昭49～53）大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		
178	1010001	永年	S54	S54	123264	48549	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和53年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		

要素	件数
外形	0
内容	395

種類	冊数
ア 行政刊行物等	217
イ 重複	0
ウ(ア)業務上保存	0
ウ(イ)申請書等	0
ウ(ウ)参考文献	178
合計	395

種類	冊数	要素	冊数	確認	冊数	確認	冊数
ア 行政刊行物等	6	外形	0		178	廃棄	
イ 重複	0	内容	178	×	0	廃棄 (刊行物化)	
ウ(ア)業務上保存	0		217			保存	
ウ(イ)申請書等	0					保留	
ウ(ウ)参考文献	172						
特定歴史公文書として保存	217						

確認	冊数
廃棄	172
廃棄（刊行物等化）	6
保存	217

(参照)

{ 傍線は削除  
{ 太字は改正

## 大阪市公文書管理条例(抄)

(定義)

### 第 2 条 省 略

2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに大阪市住宅及び

供給公社及び大阪市道路公社をいう。

### 3 - 6 省 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 22 条 利用請求に係る特定歴史公文書等に本市、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び利用請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。))に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

### 2 - 3 省 略

## 大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール

平成 25 年 11 月 25 日制定

大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に係る、歴史資料として重要でなくなると認める文書を決定するための運用ルールを次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

これまで旧永年保存の簿冊は、歴史公文書等の価値の判定を受けずに、完結後 30 年を経過した時点で公文書館に引き継がれていた。これは、永年保存の簿冊に編綴されている公文書は歴史資料として重要という観点から多くの公文書を公文書館に集める効果的な制度であった。一方で、内容が重複している文書や事務処理上参考に供する期間が 30 年を超える文書も含まれるなど歴史資料として重要ではない文書が多く収集される原因にもなった。

また、公文書館には、刊行物等を編綴している簿冊が多く収集されており、書籍や新聞など不特定多数のものに販売することを目的として発行されているものも含まれている。

現在、刊行物等を特定歴史公文書等としていることで、利用決定等の手続等に時間を要していることや、歴史資料として重要ではない文書が収集されていることにより、公文書館条例で規定されている目的と齟齬をきたしている。また、整理・保存及び文書の特定に時間を要しているなどの課題が生じている。

上記の課題解決のため、公文書館機能の充実に向け、次の取組を行うものである。

- ・利用請求者の利便性の向上を図る
- ・公文書館本来の目的である整理・保存機能を高める
- ・新たな歴史公文書等を収集するための保管場所を確保する

具体的な取組として、現在、刊行物等を編綴している特定歴史公文書等のうち、刊行物等の内容が利用制限等に該当せず、行政刊行物等として取り扱うことが適していると認められる文書は特定歴史公文書等ではなく行政刊行物等として取り扱うことなど、公文書管理条例第 28 条第 1 項に規定する歴史資料として重要でなくなると認める文書の決定方法を定め、特定歴史公文書等を廃棄することにより、公文書館機能の充実を図る。

### 2 歴史資料として重要でなくなると認める文書の決定方法

(1) 歴史資料として重要でなくなると認める文書は、以下に該当するものとする。

- ア 刊行物等を編綴している文書で、行政刊行物等として取扱うことを決めた文書
- イ 他の特定歴史公文書等の内容と重複する文書
- ウ 大阪市公文書管理条例第 7 条の基準に当てはまらない文書
  - (ア) 業務上の必要性から長期保存されている文書
  - (イ) 市民、民間企業からの申請書等または給付金等の台帳等で内容が公報や統計書等により公になっている文書
  - (ウ) 国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等

(2) 上記に該当する特定歴史公文書等が、歴史資料として重要でなくなると認めるにあたっては、同条 2 項の規定に基づき、あらかじめ大阪市公文書管理委員会に諮り、承認を得るものとする。

## 特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法

## 1 候補簿冊の選定方法

- (1) 大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール[別紙 1]に基づき、公文書館調査員が候補簿冊を抽出し、「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト(案)」[別紙 2]を作成する。
- (2) 上記(1)について、アーキビストが意見を付与する。
- (3) 上記(2)について、所管所属に廃棄しても問題が無いか否かを確認する。

## 2 公文書管理委員会における決定方法

## (1) 決定方法

ア 公文書管理委員会開催前に配付する特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト(案)[別紙 2]から、実見が必要な簿冊を選択する。

イ 公文書管理委員会において、簿冊を実見のうえ、廃棄が適正か否かを審議する。

## (2) 公文書管理委員会における審議結果のまとめ方

ア 公文書管理委員会は、簿冊ごとの審議結果をまとめることとする。

イ 大阪市公文書管理委員会規則[別紙 3]第 5 条第 3 項の規定により、諮問事項について、委員会としての意見を決定し、審議結果を答申として市長に提出する。

なお、継続審議を要するもの等については、審議結果の取りまとめを保留することも可能とする。

## 3 大阪市における決定方法

市長は、公文書管理委員会からの意見を受け、廃棄又は特定歴史公文書等として引き続き保存するか否かを決定する。



# 特定歴史公文書等の 廃棄候補簿冊選定用リスト

(引き続き公文書館において保存するもの)

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかると運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
179	8040102	永年	S28	S29	8815	8682	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
180	8040102	永年	S27	S28	8814	8681	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
181	8040102	永年	S26	S27	8813	8680	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
182	8040102	永年	S25	S26	8812	8679	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
183	8040102	永年	S24	S25	8811	8678	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
184	8040102	永年	S23	S24	8810	8677	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
185	8040102	永年	S22	S23	8809	8676	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
186	8040102	永年	S20	S21	8808	8675	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	交通局	経営管理本部 総務課	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
187	60103	永年	S27	S27	13906	13759	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
188	60103	永年	S25	S25	13902	13755	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
189	60103	永年	S18	S18	13895	13748	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
190	60103	永年	S18	S18	13896	13749	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
191	60103	永年	S17	S17	13893	13746	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
192	60103	永年	S17	S17	13894	13747	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
193	60103	永年	S16	S17	13892	13745	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
194	60103	永年	S15	S15	13890	13743	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
195	60103	永年	S15	S15	13891	13744	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
196	60103	永年	S14	S14	13889	13742	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
197	60103	永年	T15	T15	13876	13729	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
198	60103	永年	T14	T14	13875	13728	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
199	60103	永年	T13	T13	13874	13727	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
200	60103	永年	T12	T12	13872	13725	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
201	60103	永年	T11	T11	13871	13724	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
202	60103	永年	T9	T9	13869	13722	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
203	60103	永年	T8	T8	13868	13721	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
204	60103	永年	T6	T6	13866	13719	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
205	60103	永年	T5	T5	13864	13717	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
206	60103	永年	T5	T5	13865	13718	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
207	60103	永年	T4	T4	13863	13716	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
208	60103	永年	T3	T3	13862	13715	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
209	60103	永年	T2	T2	13861	13714	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
210	60103	永年	M45	M45	13860	13713	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
211	60103	永年	M44	M44	13859	13712	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
212	60103	永年	M42	M42	13857	13710	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
213	60103	永年	M42	M42	13858	13711	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
214	60103	永年	M41	M41	13856	13709	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
215	60103	永年	S31	S31	13911	13764	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
216	60103	永年	S30	S30	13910	13763	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
217	60103	永年	S29	S30	13909	13762	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
218	60103	永年	S28	S29	13908	13761	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
219	60103	永年	S27	S28	13907	13760	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
220	60103	永年	S23	S24	13900	13753	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
221	60103	永年	S23	S23	13898	13751	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
222	60103	永年	S21	S21	13897	13750	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
223	60103	永年	T10	T10	13870	13723	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
224	60103	永年	T7	T7	13867	13720	市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
225	60103	永年	T12	T12	13873	13726	公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
226	60103	永年	S26	S26	13903	13756	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
227	60103	永年	S22	S23	13899	13752	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
228	60103	永年	S13	S13	13888	13741	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
229	60103	永年	S11	S11	13886	13739	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
230	60103	永年	S11	S11	13887	13740	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
231	60103	永年	S10	S10	13885	13738	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
232	60103	永年	S8	S8	13884	13737	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
233	60103	永年	S7	S7	13883	13736	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
234	60103	永年	S6	S6	13882	13735	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
235	60103	永年	S5	S5	13881	13734	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
236	60103	永年	S4	S4	13880	13733	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
237	60103	永年	S3	S3	13879	13732	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
238	60103	永年	S2	S2	13878	13731	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上すべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編綴保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
239	60103	永年	T15	T15	13877	13730	大阪市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
240	60103	永年	S26	S27	13905	13758	市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
241	60103	永年	S26	S26	13904	13757	市公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
242	60103	永年	S24	S24	13901	13754	大阪市公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂されているのは大阪市公報で、戦前～戦後に作成された簿冊の中には劣化が見られるものがある。行政刊行物であるが、書き込み・押印など供覧文書として編纂保存された形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものと分かる。また、「大阪市公報」という一連の資料群として考えた場合、一部を行政刊行物、一部を簿冊として管理することは利用上・管理上ともに不都合が生じると考えられる。簿冊として文書が作成され引継がれている点から特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
243	60103	永年	S30	S31	13855	13708	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
244	60103	永年	S30	S30	13852	13706	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
245	60103	永年	S27	S27	13848	13700	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
246	60103	永年	S27	S27	13848	13701	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
247	60103	永年	S25	S25	13843	13695	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編綴しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
248	60103	永年	S25	S25	13844	13696	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えらる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のもを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
249	60103	永年	S24	S24	13842	13694	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えらる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のもを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
250	60103	永年	S20	S20	13838	13689	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えらる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のもを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
251	60103	永年	S18	S18	13836	13687	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えらる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のもを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
252	60103	永年	S17	S17	13835	13686	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えらる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のもを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
253	60103	永年	S16	S17	13834	13685	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
254	60103	永年	S15	S16	13833	13684	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
255	60103	永年	S15	S15	13830	13680	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
256	60103	永年	S15	S15	13831	13681	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
257	60103	永年	S15	S15	13832	13682	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
258	60103	永年	S15	S15	13832	13683	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
259	60103	永年	S14	S14	13829	13678	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
260	60103	永年	S14	S14	13829	13679	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
261	60103	永年	S6	S6	13821	13667	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
262	60103	永年	S6	S6	13821	13668	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
263	60103	永年	S3	S3	13818	13661	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
264	60103	永年	S3	S3	13818	13662	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
265	60103	永年	T15	T15	13815	13657	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
266	60103	永年	T14	T14	13814	13656	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
267	60103	永年	T13	T13	13813	13655	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
268	60103	永年	T12	T12	13812	13654	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
269	60103	永年	T9	T9	13808	13650	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
270	60103	永年	T8	T9	13807	13649	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
271	60103	永年	T8	T8	13806	13648	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
272	60103	永年	T7	T7	13803	13645	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
273	60103	永年	T7	T7	13804	13646	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
274	60103	永年	T6	T6	13801	13643	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
275	60103	永年	T6	T6	13802	13644	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
276	60103	永年	T5	T5	13797	13639	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
277	60103	永年	T5	T5	13798	13640	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
278	60103	永年	T5	T5	13800	13642	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
279	60103	永年	T4	T5	13799	13641	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
280	60103	永年	T4	T4	13794	13636	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
281	60103	永年	T4	T4	13795	13637	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
282	60103	永年	T4	T4	13796	13638	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
283	60103	永年	T3	T4	13793	13635	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
284	60103	永年	M45	M45	13790	13632	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
285	60103	永年	M44	M44	13789	13631	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
286	60103	永年	M41	M41	13786	13628	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
287	60103	永年	M40	M40	13785	13626	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
288	60103	永年	M40	M40	13785	13627	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
289	60103	永年	M39	M39	13784	13625	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
290	60103	永年	M36	M36	13782	13622	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
291	60103	永年	M35	M35	13781	13621	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
292	60103	永年	M33	M33	13779	13619	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
293	60103	永年	M33	M33	13780	13620	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
294	60103	永年	M32	M32	13777	13617	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
295	60103	永年	M31	M31	13775	13615	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
296	60103	永年	M30	M31	13774	13614	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
297	60103	永年	M30	M30	13771	13611	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
298	60103	永年	M29	M30	13770	13610	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
299	60103	永年	M29	M29	13767	13607	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
300	60103	永年	M28	M29	13766	13606	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
301	60103	永年	M28	M28	13763	13603	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
302	60103	永年	M27	M28	13762	13602	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
303	60103	永年	M27	M27	13759	13599	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
304	60103	永年	M26	M27	13758	13598	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
305	60103	永年	M26	M26	13754	13594	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
306	60103	永年	M25	M26	13753	13593	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
307	60103	永年	M25	M25	13749	13589	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
308	60103	永年	M24	M25	13748	13588	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
309	60103	永年	M24	M24	13745	13585	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
310	60103	永年	M23	M24	13744	13584	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
311	60103	永年	M23	M23	13740	13580	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
312	60103	永年	M22	M23	13739	13579	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
313	60103	永年	M22	M22	13731	13571	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
314	60103	永年	M22	M22	13732	13572	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
315	60103	永年	M22	M22	13733	13573	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
316	60103	永年	M22	M22	13738	13578	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
317	60103	永年	M21	M22	13730	13570	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
318	60103	永年	M21	M21	13728	13568	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
319	60103	永年	M21	M21	13729	13569	大阪府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
320	60103	永年	M33	M33	13778	13618	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
321	60103	永年	M32	M32	13776	13616	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
322	60103	永年	M31	M31	13773	13613	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
323	60103	永年	M30	M31	13772	13612	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
324	60103	永年	M30	M30	13769	13609	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
325	60103	永年	M29	M30	13768	13608	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
326	60103	永年	M29	M29	13765	13605	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
327	60103	永年	M28	M29	13764	13604	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
328	60103	永年	M28	M28	13761	13601	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
329	60103	永年	M27	M28	13760	13600	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
330	60103	永年	M27	M27	13756	13596	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
331	60103	永年	M27	M27	13757	13597	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
332	60103	永年	M26	M27	13755	13595	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
333	60103	永年	M26	M26	13751	13591	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
334	60103	永年	M26	M26	13752	13592	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
335	60103	永年	M25	M26	13750	13590	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
336	60103	永年	M25	M25	13747	13587	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
337	60103	永年	M24	M25	13746	13586	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
338	60103	永年	M24	M24	13742	13582	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
339	60103	永年	M24	M24	13743	13583	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
340	60103	永年	M23	M24	13741	13581	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
341	60103	永年	M23	M23	13735	13575	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
342	60103	永年	M23	M23	13736	13576	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
343	60103	永年	M23	M23	13737	13577	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
344	60103	永年	M22	M23	13734	13574	大阪府公報附録	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
345	60103	永年	S26	S26	13845	13697	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
346	60103	永年	S13	S13	13828	13677	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
347	60103	永年	S12	S12	13827	13675	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
348	60103	永年	S12	S12	13827	13676	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
349	60103	永年	S11	S11	13826	13674	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
350	60103	永年	S10	S10	13825	13673	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
351	60103	永年	S8	S8	13823	13671	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
352	60103	永年	S8	S8	13824	13672	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
353	60103	永年	S7	S7	13822	13669	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
354	60103	永年	S7	S7	13822	13670	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
355	60103	永年	S5	S5	13820	13665	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
356	60103	永年	S5	S5	13820	13666	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
357	60103	永年	S4	S4	13819	13663	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
358	60103	永年	S4	S4	13819	13664	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
359	60103	永年	S2	S2	13816	13658	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
360	60103	永年	S2	S2	13817	13659	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
361	60103	永年	S2	S2	13817	13660	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
362	60103	永年	T11	T11	13811	13653	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
363	60103	永年	T8	T8	13805	13647	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
364	60103	永年	T3	T3	13792	13634	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
365	60103	永年	T2	T2	13791	13633	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
366	60103	永年	M42	M42	13787	13629	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
367	60103	永年	M38	M38	13783	13623	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
368	60103	永年	M38	M38	13783	13624	大阪府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
369	60103	永年	S31	S31	13854	13707	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
370	60103	永年	S29	S30	13851	13705	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
371	60103	永年	S28	S29	13850	13703	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
372	60103	永年	S28	S29	13850	13704	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
373	60103	永年	S28	S28	13849	13702	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
374	60103	永年	S26	S26	13846	13698	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
375	60103	永年	S23	S24	13841	13693	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
376	60103	永年	S22	S22	13839	13690	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
377	60103	永年	S18	S18	13837	13688	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
378	60103	永年	T10	T10	13809	13651	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
379	60103	永年	T10	T10	13810	13652	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
380	60103	永年	M43	M43	13788	13630	府公報	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
381	60103	永年	S26	S26	13847	13699	府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
382	60103	永年	S23	S23	13840	13691	府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考え	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
383	60103	永年	S23	S23	13840	13692	府公報綴	行政刊行物として市民利用の利便性を向上するべきものと考えられる。	内容	ア 行政刊行物等	総務局	行政部行政課 法務グループ	保存	編纂しているのは大阪府発行の行政刊行物で戦前・戦中のものを中心に劣化が見られるものもある。府広報の記載事項に変更があった際には、その内容を書き込み・押印するなどしており、業務上の必要性から供覧・参照・保存していたことが分かる。市公報発行以前の市の状況を知ることができる重要な歴史史料であること、市民に関わる内容が記載されているために簿冊として作成・保存引き継がれたと推察されることから特定歴史公文書としての保存が望ましい。	-	-		
384	0	永年	S52	S52	25864	25663	刊行物	執務の手引第10号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編纂されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
385	0	永年	S51	S51	25863	25662	刊行物	執務の手引第9号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編纂されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
386	0	永年	S50	S50	25862	25661	刊行物	執務の手引第8号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
387	0	永年	S49	S49	25861	25660	刊行物	執務の手引第7号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
388	0	永年	S48	S48	25860	25659	刊行物	執務の手引第6号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
389	0	永年	S47	S47	25859	25658	刊行物	執務の手引第5号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
390	0	永年	S46	S46	25858	25657	刊行物	執務の手引第4号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
391	0	永年	S45	S45	25857	25656	刊行物	執務の手引第3号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
392	0	永年	S44	S44	25856	25655	刊行物	執務の手引第2号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
393	0	永年	S43	S43	25855	25654	刊行物	執務の手引第1号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		
394	0	永年	S53	S53	117928	43431	刊行物	執務の手引第11号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

参考 3

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - ( 1 ) - ア

公文書館調査員記入欄											アーキビスト記入欄				所属記入欄	公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	意見	要素	種類	意見	意見
395	0	永年	S54	S54	122684	43432	刊行物	執務の手引第12号	内容	ア 行政刊行物等	都市計画局	企画振興部 総務担当	保存	総合計画局が発行したもので、当該年度に進行中の総合計画局所管の事業の進捗状況等概要をまとめたものである。事業の経緯・目的・計画内容・事業規模のほか共同で事業を行う他都市・団体との関係、所管する外郭団体の概要も分かる。これら内容がひとまとめにしたものは他に無く、また数年分がまとめて保管されていることで事業の経過を追うことができ、総合計画局の事業の全体像を読み取れる貴重な資料である。形態としては簿冊に編綴されたものではなく製本されたものであるが、内部資料と印字されており、市民に広く知らしめるために作成されたものではない。行政刊行物としての性格を持たず、重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書にあたることから、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当と考える。	-	-		

平成 27 年 1 月 29 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市公文書管理委員会  
委員長 塩 見 昇

大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による  
特定歴史公文書等の廃棄について（答申）

平成 27 年 1 月 29 日付けで当委員会に対して諮問された、大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄については、別紙のとおり答申します。

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
1	60101	永年	M44	M44	5253	5134	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に收藏されて公開されているものである。市立図書館には收藏されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第6冊ホ～ワ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
2	60101	永年	M42	M42	5251	5132	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に收藏されて公開されているものである。市立図書館には收藏されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第1冊ア～カ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
3	60101	永年	M42	M42	5252	5133	法律大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に收藏されて公開されているものである。市立図書館には收藏されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 第2冊カ～コ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
4	60103	永年	S10	S10	5517	5397	法律新聞	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (S10.12.30発行分～S1112.28発行分販売品)	内容	ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄
5	4010002	永年	T6	T6	7086	6984	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第1巻ア～カ(販売品)	内容	ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄
6	4010002	永年	T6	T6	7087	6985	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第2巻キ～サ(販売品)	内容	ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄
7	4010002	永年	T6	T6	7088	6986	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されて公開されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第3巻シ～テ(販売品)	内容	ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
8	4010002	永年	T6	T6	7089	6987	工業大辞書	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第4巻ト～ワ（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市が作成したのではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
9	4010002	永年	T6	T6	7090	6988	工業大辞書索引	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。第1巻～第4巻争目次（販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	大阪市が作成したのではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
10	4010002	永年	T14	T14	7092	6990	近代経済学論集	当該書籍は、現在、府立図書館に収蔵されているものである。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。（日本合同通信社発行 販売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	アダムスミスやマルクスなどの経済学説・経済思想を特集する有償頒布物である。大阪市が作成したのではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
11	9040400	永年	T15	T15	7093	6991	明治神宮外苑奉獻概要報告	当該書籍は、明治神宮奉賛会が編集したものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。（非売品）	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	明治神宮外苑の平面図や各施設の写真、創立沿革・工事などについて、「明治神宮奉賛会」がまとめたもの。大阪市が作成したのではなく、また大阪市に深く関わる記述もない。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見		
12	0	永年	S6	S6	7100	6997	木南正宣君小傳及遺稿	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (元助役の小伝・遺稿集 = 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	大正9年に大阪市の助役を務めた木南正宣を偲ぶために作成されたもの。木南の略歴や關一・加々美武夫・瀧山(滝山)良一などをはじめとする知人からの寄稿などで構成される伝記(「小伝」)、木南の遺稿集である。大阪市政に深いかわりのある人物の記念誌であること、編集については「大阪市内」故木南正宣遺稿編さん所となっていることから、市発行と類似する資料と言える。市政を振り返る上で重要な資料と考えられることから刊行物等として保存すべきである。	内容	ア 行政刊行物等			廃棄(刊行物等化)	
13	0	永年	S7	S7	7102	6999	皇宮	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (大日本皇道奉賛会発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	「宮城」「京都皇宮」「御所」「離宮」など各項目の写真および沿革由来、建築物等施設の解説を特集したもの。大阪市の作成したものではなく、また大阪市の深く関わる記述もない。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
14	0	永年	S7	S7	7103	7000	新満州建国と満州上海大震災史	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。 (夕刊大阪新聞社発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	満州事変、上海事変、満州建国に関する写真および解説を特集する有償頒布物。大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。大阪市の深く関わる記述はなく、明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
15	0	永年	S8	S8	7101	6998	輝(皇国の現勢)	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。 (大正日日新聞社発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	陸海軍の戦績や組織、軍艦、兵器、資源および軍需工業などの国勢についての論説を特集する有償頒布物である。大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。大阪市の深く関わる記述もなく、明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書調査員記入欄											アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見		
16	0	永年	S8	S8	7104	7001	故岡島伊八翁記念誌	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	内国勲業博覧会の商議員や税の調査員、市立衛生会評議員、職業紹介所の開設の発起人など多方面で大阪市の事業に尽力した人物の追悼記念誌である。有志で作成された記念誌であるが、大阪市政に深いかわりのある人物の記念誌であることから、市政を振り返る上で重要な資料であると考えられるため刊行物等として保存すべきである。		内容	ア 行政刊行物等		廃棄(刊行物等化)	
17	102	永年	S10	S10	7106	7003	区の制度及関係法規集	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。(自治刊行社発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	市制・市制町村制施行令・規則について区との関係、関係法規などを交えながら解説したものの。大阪市の作成したものではなく、東京府職員が執筆・民間会社が発行し広く公にされている有償刊行物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
18	50200	永年	T15	T15	7096	6993	市町村制要論	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。(東京大明堂発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	星野武雄著、地方自治制度の研究書。大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされている有償刊行物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
19	2030100	永年	T15	T15	7095	6992	選挙法の理論と運用	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考えられる。(東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	内務官僚であった坂千秋著、選挙事務や関係法令について紹介したもの。大阪市の作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされている有償刊行物である。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄											アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見		
20	3010004	永年	S6	S6	7099	6996	大阪毎日新聞慈善団	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪毎日新聞慈善団発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	巡回病院、罹災者救護、薄幸者救恤など大阪毎日新聞慈善団の事業・活動の経歴をまとめたものである。大阪市の刊行物ではないが、大正年間から発行年度までにおける大阪市の社会事業の状況を間接的に読み取ることができる資料である。刊行物の中には大阪市が発行していない書籍も存在していることから当該資料も刊行物等とすることが妥当であると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等			廃棄(刊行物等化)	
21	9020202	永年	S9	S9	7105	7002	日吉六十年誌	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪日吉教化委員会発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	明治7年6月創立の日吉小学校の沿革誌である。「日吉60年誌」は「教育委員会事務局日吉教化委員会」の発行として、行政刊行物登録されている。保存用の1冊のみであるため、行政刊行物等として収蔵するのが妥当と思われる。	内容	ア 行政刊行物等			廃棄(刊行物等化)	
22	9040401	永年	S2	S2	7097	6994	大阪府史蹟名勝天然記念物第1冊	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪府学務部発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	発行は大阪市ではないが、市をふくめ大阪府全体の史蹟名勝天然記念物について記載がある。刊行物には市発行以外のものも存在することから当該資料も同様に刊行物等として保管すべきであると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等			廃棄(刊行物等化)	
23	9040401	永年	S4	S4	7098	6995	大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告第1輯	当該書籍は、現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである。(大阪府発行 非売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化)	発行は大阪市ではないが、市をふくめ大阪府全体の史蹟名勝天然記念物について記載がある。刊行物には市発行以外のものも存在することから当該資料も同様に刊行物等として保管すべきであると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等			廃棄(刊行物等化)	
24	20302	永年	S17	S17	7112	7009	地方行政全書	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄附すべきものと考えられる。(東京良書普及会発行 販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄	加藤陽三著、地方自治と地方議会の沿革・組織・選挙・職務権限などについて特集する有償頒布物である。大阪府が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要はない。よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
25	2030100	永年	S12	S12	7109	7006	今日に處するの道	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (東京目黒書店発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	倫理学者・深作安文著、思想や公民教育、修養などを特集した有償刊行物。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
26	2030101	永年	S17	S17	7110	7007	地方行政全書選挙編	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (上巻 東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	鈴木俊一著、選挙の法律や沿革、選挙区域、選挙権、選挙事務について特集する有償頒布物である。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
27	2030101	永年	S17	S17	7111	7008	地方行政全書選挙編	当該書籍は、民間会社が不特定多数のものに販売することを目的に作成されたものであり、特定歴史公文書等として保存すべきものではないと考える。 市立図書館には収蔵されていないことから、市立図書館に寄付すべきものと考え。 (下巻 東京良書普及会発行販売品)	内容	ウ(ウ) 参考文献	北区役所	北区選挙管理委員会事務局	廃棄	吉岡恵一著、選挙に関する訴訟や選挙運動、罰則などについて特集する有償頒布物である。 大阪市が作成したものではなく、民間会社が発行し広く公にされているものである。明確にこの事業の参考にしたと指摘することはできず、業務一般のための参考文献と推察されるため、特定歴史公文書として保存する必要性はない。 よって、市立図書館への寄贈も妥当である。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見		
28	1010001	永年	S42	S42	29223	28991	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
29	1010001	永年	S42	S42	29224	28992	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
30	1010001	永年	S41	S41	29221	28989	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
31	1010001	永年	S41	S41	29222	28990	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
32	1010001	永年	S40	S40	29219	28987	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
33	1010001	永年	S40	S40	29220	28988	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
34	1010001	永年	S39	S39	29217	28985	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
35	1010001	永年	S39	S39	29218	28986	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
36	1010001	永年	S38	S38	29215	28983	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
37	1010001	永年	S38	S38	29216	28984	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方税務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
38	1010001	永年	S37	S37	29214	28982	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
39	1010001	永年	S36	S36	29213	28981	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
40	1010001	永年	S35	S35	29212	28980	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
41	1010001	永年	S34	S34	29210	28978	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
42	1010001	永年	S33	S33	29211	28979	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見	
43	1010001	永年	S31	S32	29209	28977	刊行物	「地方税」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
44	1010001	永年	S30	S30	29208	28976	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
45	1010001	永年	S28	S28	29207	28975	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
46	1010001	永年	S27	S27	29206	28974	刊行物	「地方税」月報 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
47	1010001	永年	S50	S50	34057	33754	刊行物	「地方税」昭49 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見	
48	1010001	永年	S50	S50	34058	33755	刊行物	「地方税」昭49 地方財務協会 地方財務協会(現: 一財法)が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
49	1010001	永年	S49	S49	34055	33752	刊行物	「地方税」昭48 地方財務協会(現: 一財法)が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
50	1010001	永年	S49	S49	34056	33753	刊行物	「地方税」昭48 地方財務協会(現: 一財法)が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
51	1010001	永年	S48	S48	34053	33750	刊行物	「地方税」昭47 地方財務協会(現: 一財法)が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
52	1010001	永年	S48	S48	34054	33751	刊行物	「地方税」昭47 地方財務協会(現: 一財法)が発行した 月刊誌で、税財政制 度に係る一般的な参 考資料のみを綴った ものであり、特定歴 史公文書として保存 すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見	
53	1010001	永年	S47	S47	34051	33748	刊行物	「地方税」昭46 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
54	1010001	永年	S47	S47	34052	33749	刊行物	「地方税」昭46 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
55	1010001	永年	S46	S46	34049	33746	刊行物	「地方税」昭45 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
56	1010001	永年	S46	S46	34050	33747	刊行物	「地方税」昭45 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄
57	1010001	永年	S45	S45	34047	33744	刊行物	「地方税」昭44 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
58	1010001	永年	S45	S45	34048	33745	刊行物	「地方税」昭44 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
59	1010001	永年	S44	S44	34045	33742	刊行物	「地方税」昭43 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
60	1010001	永年	S44	S44	34046	33743	刊行物	「地方税」昭43 地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	税に関する論評や税制・評価基準等の解説を特集する、地方財務協会発行の有償頒布物である。年度発行分を製本したものであり、業務上参照していたものと思われる。大阪市独自の税制や事業に深く関わるものではないと推察される。よって、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また、大阪市が発行した刊行物ではないため、行政刊行物として登録する必要性もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
61	1010001	永年	S46	S46	29245	29013	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:懶ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
62	1010001	永年	S46	S46	29246	29014	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:懶ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
63	1010001	永年	S46	S46	29247	29015	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
64	1010001	永年	S45	S45	29243	29011	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
65	1010001	永年	S45	S45	29244	29012	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
66	1010001	永年	S44	S44	29241	29009	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
67	1010001	永年	S44	S44	29242	29010	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
68	1010001	永年	S43	S43	29239	29007	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
69	1010001	永年	S43	S43	29240	29008	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
70	1010001	永年	S42	S42	29237	29005	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
71	1010001	永年	S42	S42	29238	29006	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
72	1010001	永年	S41	S41	29235	29003	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
73	1010001	永年	S41	S41	29236	29004	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
74	1010001	永年	S40	S40	29233	29001	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
75	1010001	永年	S40	S40	29234	29002	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
76	1010001	永年	S39	S39	29231	28999	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
77	1010001	永年	S39	S39	29232	29000	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現:税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
78	1010001	永年	S38	S38	29229	28997	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
79	1010001	永年	S38	S38	29230	28998	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
80	1010001	永年	S37	S37	29227	28995	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
81	1010001	永年	S37	S37	29228	28996	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
82	1010001	永年	S36	S36	29225	28993	刊行物	「税」帝国地方行政協会（現：税ぎょうせい）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
83	1010001	永年	S36	S36	29226	28994	刊行物	「税」帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
84	1010001	永年	S50	S50	34065	33762	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
85	1010001	永年	S50	S50	34066	33763	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
86	1010001	永年	S50	S50	34067	33764	刊行物	「税」昭49帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
87	1010001	永年	S49	S49	34062	33759	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
88	1010001	永年	S49	S49	34063	33760	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
89	1010001	永年	S49	S49	34064	33761	刊行物	「税」昭48帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
90	1010001	永年	S48	S48	34059	33756	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
91	1010001	永年	S48	S48	34060	33757	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
92	1010001	永年	S48	S48	34061	33758	刊行物	「税」昭47帝国地方行政協会(現: 税ぎょうせい)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税の現況や制度について特集した、帝国地方行政協会が発行する有償頒布物である。年度発行分を製本したもので、事務処理上参照していたものと推察される。大阪市独自の税制や政策に深く関わるものではないため、特定歴史公文書として保存する必要性は低い。また大阪市発行の刊行物ではないため、行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
93	1010001	永年	S46	S46	29254	29022	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪市が発行したのではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
94	1010001	永年	S45	S45	29253	29021	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪市が発行したのではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
95	1010001	永年	S44	S44	29252	29020	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪市が発行したのではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
96	1010001	永年	S43	S43	29251	29019	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪市が発行したのではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
97	1010001	永年	S42	S42	29250	29018	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪市が発行したのではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
98	1010001	永年	S41	S41	29249	29017	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
99	1010001	永年	S40	S40	29248	29016	刊行物	「自治大阪」大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
100	1010001	永年	S52	S52	34072	33769	刊行物	「自治大阪」昭51大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
101	1010001	永年	S51	S51	34071	33768	刊行物	「自治大阪」昭50大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
102	1010001	永年	S50	S50	34070	33767	刊行物	「自治大阪」昭49大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見
103	1010001	永年	S49	S49	34069	33766	刊行物	「自治大阪」昭48大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
104	1010001	永年	S48	S48	34068	33765	刊行物	「自治大阪」昭47大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
105	1010001	永年	S53	S53	118366	46773	刊行物	「自治大阪」昭52大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
106	1010001	永年	S54	S54	123153	46774	刊行物	「自治大阪」昭53大阪府地方自治振興会が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大阪府総務部地方課・大阪府自治振興会が発行した、他県他都市も含みつつ主に大阪府域の課題や施設についての論考・紹介を特集する有償頒布物を編綴している。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、参考として保存していたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、また大阪府が発行したものではないため、行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
107	1010001	永年	S46	S46	29273	29041	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現：一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
108	1010001	永年	S46	S46	29274	29042	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
109	1010001	永年	S45	S45	29271	29039	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
110	1010001	永年	S45	S45	29272	29040	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
111	1010001	永年	S44	S44	29269	29037	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
112	1010001	永年	S44	S44	29270	29038	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄						所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
113	1010001	永年	S43	S43	29267	29035	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
114	1010001	永年	S43	S43	29268	29036	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
115	1010001	永年	S42	S42	29265	29033	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
116	1010001	永年	S42	S42	29266	29034	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
117	1010001	永年	S41	S41	29263	29031	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
118	1010001	永年	S41	S41	29264	29032	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
119	1010001	永年	S40	S40	29261	29029	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
120	1010001	永年	S40	S40	29262	29030	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
121	1010001	永年	S39	S39	29259	29027	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
122	1010001	永年	S39	S39	29260	29028	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
123	1010001	永年	S38	S38	29257	29025	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
124	1010001	永年	S38	S38	29258	29026	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
125	1010001	永年	S37	S37	29255	29023	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
126	1010001	永年	S37	S37	29256	29024	刊行物	「地方財政」地方財務協会(現:一財法)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局編集・地方財務協会発行の、地方財政関係法逐条解説と論考を特集する有償頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
127	1010001	永年	S50	S50	34032	33729	刊行物	「財政金融統計月報」予算昭45-49。大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかると運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見	
128	1010001	永年	S50	S50	34044	33741	刊行物	「個人所得指標」昭47～49(株)JPSが発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	地方税務研究会(市町村税務研究会)編集、日本マーケティング教育センター企画・発行の有償頒布物「所得格差年報」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
129	1010001	永年	S49	S49	34034	33731	刊行物	「財政金融統計月報」法人企業統計昭44～48 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
130	1010001	永年	S49	S49	34043	33740	刊行物	「改正税法のすべて」昭45～48 大蔵財務協会(一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないため行政刊行物としての登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
131	1010001	永年	S47	S47	34031	33728	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭45～46 予算昭29・32・34 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
132	1010001	永年	S47	S47	34035	33732	刊行物	「財政金融統計月報」金融経済特集昭41～46 大蔵省(現:財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	28 廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
133	1010001	永年	S45	S45	34030	33727	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭42～44 予算昭41 44 専売昭44 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
134	1010001	永年	S45	S45	34042	33739	刊行物	「改正税法のすべて」昭41～44 大蔵財務協会（一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
135	1010001	永年	S44	S44	34033	33730	刊行物	「財政金融統計月報」法人企業統計昭40～43 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
136	1010001	永年	S41	S41	34041	33738	刊行物	「改正税法のすべて」昭37～40 大蔵財務協会（一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵財務協会編集、税制改正の概要を特集した刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
137	1010001	永年	S40	S40	34039	33736	刊行物	「改正税法総覧」昭37 - 39 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていただけると推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。		内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
138	1010001	永年	S40	S40	34040	33737	刊行物	「改正税法施行規則」昭37～39 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則・細則」を編纂する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
139	1010001	永年	S37	S37	34038	33735	刊行物	「改正税法総覧」昭34～36 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
140	1010001	永年	S36	S36	34036	33733	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭35 租税統計昭29 地方財政昭31.34 大蔵省(現：財務省財政総合政策研究所)が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
141	1010001	永年	S34	S34	34037	33734	刊行物	「改正税法総覧」昭30～33 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
142	1010001	永年	S29	S29	34073	33770	刊行物	「改正税法総覧」(昭24～28) 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
143	1010001	永年	S50	S50	36992	36647	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和49年度-単位費用篇 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
144	1010001	永年	S49	S49	36984	36639	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和48年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
145	1010001	永年	S48	S48	36983	36638	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和47年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
146	1010001	永年	S47	S47	36982	36637	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和46年度 自治省財政局（現総務省自治財務局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄を表示)	意見		
147	1010001	永年	S46	S46	36971	36626	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和44・45年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
148	1010001	永年	S46	S46	36974	36629	刊行物	「改正税法総覧」昭和44・45年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
149	1010001	永年	S45	S45	36981	36636	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和44年度自治省財政局(現総務省自治財政局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
150	1010001	永年	S45	S45	36991	36646	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和44年度-単位費用篇 地方財務協会(現:一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
151	1010001	永年	S44	S44	36970	36625	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和42・43年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてきたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保単位名	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
152	1010001	永年	S44	S44	36973	36628	刊行物	「改正税法総覧」昭和42・43年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
153	1010001	永年	S44	S44	36980	36635	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和43年度自治省財政局(現総務省自治財政局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
154	1010001	永年	S44	S44	36990	36645	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和43年度・単位費用篇 地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
155	1010001	永年	S42	S42	36969	36624	刊行物	「改正税法施行令規則」昭和40・41年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償頒布物「改正税法施行規則」を編纂する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
156	1010001	永年	S42	S42	36972	36627	刊行物	「改正税法総覧」昭和40・41年度財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内閣法制局監修・財政経済弘報社発行の、所得税など国税の取り扱いについて特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていないものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見		
157	1010001	永年	S42	S42	36979	36634	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和41年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
158	1010001	永年	S41	S41	36978	36633	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和40年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
159	1010001	永年	S40	S40	36977	36632	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和39年度 自治省財政局(現総務省自治財務局)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
160	1010001	永年	S40	S40	36989	36644	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和39年度 地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	
161	1010001	永年	S39	S39	36988	36643	刊行物	「地方交付税制度解説」昭38年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会(現：一財法)が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献			廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
162	1010001	永年	S38	S38	36987	36642	刊行物	「地方交付税制度解説」昭37年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所領布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
163	1010001	永年	S37	S37	36975	36630	刊行物	「改正税法施行規則・細則」昭和35・36年度 財政経済弘報社が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	財政経済弘報社発行の有償領布物「改正税法施行規則・細則」を編綴する。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
164	1010001	永年	S37	S37	36976	36631	刊行物	「地方交付税関係計数資料」昭和36年度 自治省財政局（現総務省自治財政局）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局発行の「地方交付税関係計数資料」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
165	1010001	永年	S37	S37	36986	36641	刊行物	「地方交付税制度解説」昭36年度・補正係数・基準財政収入額篇 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した刊行物である。大阪市の事業や市民生活に直結するものではなく、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄



特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
166	1010001	永年	S33	S33	36985	36640	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和32年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
167	1010001	永年	S29	S29	36993	36648	刊行物	「地方財政平衡交付金算定基礎詳解」昭和28年度自治庁財務部財務課（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
168	1010001	永年	S28	S28	36994	36649	刊行物	「地方財政平衡交付金法解説」上巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
169	1010001	永年	S27	S27	36997	36652	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」第2巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	地方財務協会編集発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	
170	1010001	永年	S27	S27	36998	36653	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」第3巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしてはいたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見
171	1010001	永年	S26	S26	36995	36650	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」中巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
172	1010001	永年	S26	S26	36996	36651	刊行物	「地方財政平衡交付金制度解説」下巻 地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	自治省財政部財政課編・地方財務協会発行の刊行物。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
173	1010001	永年	S53	S53	118363	46766	刊行物	「財政金融統計月報」租税昭49～52 関税49～51 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
174	1010001	永年	S53	S53	118364	46768	刊行物	「財政金融統計月報」・法人企業統計昭49～51・予算（昭50～52 大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書として保存する必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄
175	1010001	永年	S53	S53	118365	46771	刊行物	「個人所得指標」（昭50～52） ㈱JPSが発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	市町村税務研究会館修・日本マーケティング教育センター編集発行の有償頒布物「所得格差年報」である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ) 参考文献		廃棄

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

別紙

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2 - (1) - ウ(ウ)

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
176	1010001	永年	S53	S53	118386	48548	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和52年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄
177	1010001	永年	S54	S54	123152	46770	刊行物	「財政金融統計月報」金融経済特集（昭49～53）大蔵省（現：財務省財政総合政策研究所）が発行した月刊誌で、税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	大蔵省編集、国の財政や予算、国税などの論考や解説と統計を特集する刊行物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物として登録する必要もない。	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄
178	1010001	永年	S54	S54	123264	48549	刊行物	「地方交付税制度解説」昭和53年度地方財務協会（現：一財法）が発行した税財政制度に係る一般的な参考資料のみを綴ったものであり、特定歴史公文書として保存すべきではない。	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	自治省財政局交付税課・財政課編・地方財務協会発行、地方交付税の解説を特集した有所頒布物である。大阪市の事業に影響を与えたかなどは当該刊行物からは判明せず、業務の遂行上参考にしていたものと推察される。よって特定歴史公文書としての保存の必要性は低く、大阪市の発行ではないため行政刊行物としての登録の必要もない。	内容	ウ(ウ)参考文献		廃棄

要素	件数
外形	0
内容	395

種類	冊数
ア 行政刊行物等	217
イ 重複	0
ウ(ア)業務上保存	0
ウ(イ)申請書等	0
ウ(ウ)参考文献	178
合計	395

種類	冊数	要素	冊数	確認	冊数	確認	冊数
ア 行政刊行物等	6	外形	0		178	廃棄	172
イ 重複	0	内容	178	×	0	廃棄 (刊行物化)	6
ウ(ア)業務上保存	0		217			保存	0
ウ(イ)申請書等	0					保留	0
ウ(ウ)参考文献	172						
特定歴史公文書として保存	217						

確認	冊数
廃棄	172
廃棄（刊行物等化）	6
保存	217